

「MSK Club」 会員規約

第 1 条 (目的)

「MSK Club」(以下「当会」といいます)は、相羽薫と当会主催イベント・公演の活動を応援する日本に在住する会員によって構成され、相羽薫(以下「当該アーティスト」といいます)を応援することを目的とします。

第 2 条 (会員規約)

1. 会員は、入会方法の如何を問わず、ご入会いただいた時点で全てこの会員規約(以下「規約」といいます)に同意したものとします。
2. この規約は、当会のサービス(以下「サービス」といいます)を会員に適用するものです。
3. 当会は予告なく規約を改定することがあります。改定した規約は、第 3 条第 11 項に定める方法により、事後に会員に対し通知をおこなうものとします。但し、会員に重要な影響を与える場合には、事前に相当な期間をおいて通知するものとします。

第 3 条 (会員)

1. 規約において「会員」とは、規約を承諾の上、当会の指定する手続きに基づき、入会を申込み、当会がこれを承認した個人とします。申込みにあたって、申込み者が以下の各号に該当する場合には当会は入会を承認しないものとします。
 - (1) 第三者(同行者を除く)へのチケット転売または譲渡を目的として申し込んだ場合。
 - (2) 同一住所で複数の申込みがあった場合等、第三者(同行者を除く)へのチケットの転売または譲渡を目的とした申込みが疑われる場合。
 - (3) 申込み者の住所が法人の営業所またはその他の団体である場合。
 - (4) 暴力団、暴力団関係企業・団体その他の反社会的組織に所属する場合および暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者と関係していると合理的に判断される場合。
 - (5) 申込み者が実在しない場合、あるいは実在が疑われる場合。
 - (6) 過去に規約の違反等により、当会の入会が取り消された場合または退会処分されたことがある場合。
 - (7) 入会申込みの内容に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがある場合。
 - (8) その他、会員とすることが不相当であると当会が判断する場合。
2. 当会は、入会を承認した後であっても、会員が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合には、承認を撤回できるものとします。
3. 入会の際に申込み者が申告する登録情報の全ての項目に関して、虚偽の申告は一切認められないものとします。
4. 会員登録は、1名の会員につき、1つの会員番号のみの取得となります(同一名義、他人名義または虚偽名義を利用しての複数の会員登録は不可)。
5. 会員は、会員番号、その他会員資格に基づく一切の権利を、自らのためにのみ利用することができます。これらを第三者のために利用すること、第三者へ譲渡することおよび相続することはできません。
6. 会員は、入会金、年会費、申込み手数料およびそれらにかかる消費税相当額を1年分一括納入するものとします。
7. 会員が重複申込みをした場合には、一旦支払われた入会金、年会費、申込み手数料、およびそれらにかかる消費税相当額、ならびに会員限定として別途販売される商品および有料サービスの対価は、返還されないものとします。
8. 会員期限は当会へ入会金、年会費を入金した月の翌月より1年間とします。

9. 会員が、会員資格の継続を希望する場合には、会員期限を満了する日までに次年度の年会費を所定の方法にて入金するものとし、入金確認ができ次第、会員期限が1年間延長するものとしします。
10. 会員は、当会の会員特典を受けることができます。尚、会員は、パソコンまたは携帯電話等でインターネットを利用できる環境にないと会員特典の一部を受けられない場合があります。
11. 当会から会員に対し、送付物、電子メールおよび当社の運営する当会オフィシャルウェブサイト、その他当会が判断する方法により、必要な情報を通知します。会員がパソコンまたはインターネット環境を利用しないことによって、会員特典を受けられない場合、および情報伝達の遅れ等の不都合が生じた場合は、当会はいかなる責任も負いません。
12. チケットの会員先行受付は抽選によるものであり、会場やイベント内容によっては申込み条件に制限があり、チケットを購入できない場合があること、また、全ての公演およびイベントが会員先行受付の対象とならないことを会員は承諾するものとしします。
13. 公演等の会場で当社または当社が委託する者が、会員に対し会員証および身分証明書等の提示を求めることがあります。会員がこれに応じない場合や不携帯の場合、登録名義と身分証明書の名義が異なる場合は、入場をお断りし、公演会場より退出していただく場合があります。この場合、会員はチケット代金の払い戻しやその他の賠償請求をすることはできません。
14. 未成年者は、入会申込みにあたり親権者の承諾を得なければならないものとし、入会申込みをした時点で、親権者の承諾を得たものとしします。
15. 前項の親権者は、入会申込みの時点で、この会員規約の内容を承諾しているものとしします。

第4条 (会員の義務)

1. 会員の住所、氏名、電話番号、メールアドレス、その他の登録情報に変更が生じた場合には、会員は速やかに当会の指定するオフィシャルウェブサイト上での変更手続きまたは当会への届出をおこなうものとしします。尚、「生年月日」「名前（苗字を除く）」の変更は理由を問わず一切お受けできません。会員が登録情報の変更を怠った結果、当会からの通知等が会員に到達しなかった場合、または会員特典、その他サービスを受ける機会を喪失する等の不利益については、当会は一切責任を負わないものとしします。当会への連絡は指定する連絡先に対しておこなうものとしします。
2. 当会は、送付物等を発送した際は、オフィシャルウェブサイト等で通知します。未着の場合はオフィシャルウェブサイト等に記載の期日まで当会にご連絡いただくものとしします。期日を経過した後の対応は一切お受けできません。
3. 会員特典に関して、指定の期限を過ぎてからのお手続き、ご入金はいかなる理由でもお受けできません。その際、当会は一切の責任を負わないものとしします。
4. 会員は、当会から発行された会員番号、パスワード、会員証等を各自責任持って管理するものとしします。

第5条 (プライバシーと個人情報)

1. 当社と機密保持契約を締結している協力企業、提携会社および業務委託会社に対して、会員に明示した目的を実施するために個人情報を開示する場合があります（発送業務、代金決済のクレジットカード会社への照会、チケットの受付等）。
2. 会員が登録した個人情報は、当社がオフィシャルウェブサイト <https://kaoruaiba.com/privacy-policy/> に掲載する「プライバシーポリシー」に従い当会が管理します。

第6条 (禁止行為)

会員は、以下に該当する行為をおこなってはならないものとしします。

1. 第1条の目的に反する行為。

2. 有償無償を問わず会員特典により得られたチケットの先行受付権、チケット、グッズ、その他会員としての資格に基づいた権利をオークションへ出品、チケットショップ等第三者に転売、譲渡、貸与することならびに質権その他の担保権を設定する行為。
3. 会員資格の会員番号、パスワード、会員証等の売買・譲渡、架空名義の使用、不正な名義変更およびこれらの第三者への使用許諾。
4. 当会における営利活動およびこれに準ずる行為ならびに政治、宗教に関する行為。
5. 当該アーティストの著作、会報、オリジナルグッズ等の無断複製、転載および再配布する行為。
6. 当該アーティスト、会員、当社（グループ（関連）会社を含む）および当会の財産、名誉、信用、プライバシー、肖像権、パブリシティ権および権利利益を侵害する行為またはそのおそれのある行為。
7. コンピューターウイルスや有害なプログラムを当社（グループ（関連）会社を含む）および当会のオフィシャルウェブサイトへ侵入させる行為。
8. 当該アーティストに対し連絡や面会を要求すること、または当社（グループ（関連）会社を含む）に対して連絡や面会を申入れること。
9. 当該アーティスト、当社、当会、その他第三者（他の会員含む）を誹謗中傷し、その名誉、信用を毀損し、もしくは不利益を与える行為、またはそのおそれを生じさせる行為その他の迷惑行為（インターネット、各種 SNS 等への書き込み等含む）。
10. 当会を通じて入手した全てのデータ、情報、文章、音、映像、イラスト等について、著作権法で認められた私的利用の範囲を超えて、複製、販売、出版、頒布、譲渡、貸与、または公衆送信等のために利用すること。
11. 法令または公序良俗に違反する行為。

第7条（会員資格の終了）

1. 会員が以下の項目に該当すると当会が判断した場合には、当会は当該会員の資格を失効させることができますものとします。
 - (1) 会員期限月の末日までに次年度の年会費を入金しない場合は、自動的に退会とします（会員期限は、送付物の宛名ラベルや、会員情報ページにて確認しているものとします）。
 - (2) 会員の登録情報に虚偽の事実が認められた場合。
 - (3) 過去に強制的に当会を退会させられたことが判明した場合。
 - (4) 会員が前条の禁止行為をおこなった場合、その他規約に違反する行為をした場合。
2. 会員が資格を喪失した際は、当社に故意または重過失のある場合を除き、支払済みの入会金、年会費、申込み手数料およびそれらにかかる消費税相当額等の返還はなされないものとします。

第8条（サービス内容の変更等）

当会は、会員特典その他サービスを予告なく変更することがあります。但し、会員に重大な不利益を与える場合には、事前に相当な期間をおいて通知するものとします。

第9条（サービスの停止等）

当社はシステムの保守をおこなう場合や自然災害、停電等の予測できない事態によりサービスを予告なく中止・中断することがあります。

第10条（免責）

1. 当会は当会の利用に関し、会員に生じた損害について当社に故意または重過失のある場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。
2. 当会が通知した申込み期限のあるお知らせを会員が期限内に申込みなかった場合には、申込みの権利は失効します（会員がお知らせを確認しないまま期限を過ぎた場合も含む）。
3. 公演日が指定されたチケット等の送付物を会員の不在等の理由で受け取らないまま公演日を過ぎた場合は全て無効となり、代金の返還は致しません。
4. 会員に起因する事由によるサービスの利用における障害について当会は一切の責任を負いません。
5. 郵便局や各金融機関による手続きの不備や事故について当会は一切の責任を負いません。
6. 当社は、当該アーティストの活動状況、その他の事情により、当会の運営を継続し難いと判断した場合には、当会の全部または一部を解散するものとします。
7. 前項の場合、当社は会員に連絡の上、解散月の翌月以降の会員期限に応じて残存する会費を返還致します。

第 11 条（損害賠償）

1. 会員は、当会の利用に関し、自分に責任のある理由によって、当社（グループ（関連）会社を含む）またはその他の第三者に対して損害を与えた場合には、これを賠償する責任を負うものとします。
2. 会員は、当会の利用に関し、他の会員またはその他の第三者からクレームや請求を受けた場合、および紛争が生じた場合には、自己の責任と費用負担でこれを解決するものとします。

第 12 条（紛争の解決）

1. 規約に定めがない場合または解釈に疑義がある場合は、当会と会員との間で双方誠意をもって話し合い解決するものとします。
2. 紛争を訴訟によって解決する場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 13 条（執行・会計組織）

1. 代表 1名 相羽薫
副代表・会計幹事 1名 市川えり菜
総括幹事 1名 齊藤舞
2. 第一項に定める役員は、総会において会員の互選により選出する。
3. 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
4. 事業年度は、1月1日から12月31日（12月決算）とする。

第 14 条（事務所）

〒171-0021 東京都豊島区西池袋5丁目26-11-405
TEL 090-1784-9195（祝日を除く月～金 9:00～17:00）

附則

本規約は2019年6月1日より実施するものとします。
2022年7月7日改定。